

各出公病議教各警各
営院会
行政委員
納企事
部 業 業
局 管 管
理 理
局 局
務 務
部 部
局 局
長 長 者 者 者 長 長 長 長 長
} 様

健 康 福 祉 部 長
産 業 勞 働 部 長

障害者雇用促進企業及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の
調達等に関する取扱方針の改正について（通知）

本県では、県の物品又は役務（工事に関係するものを除く。）の調達に関して、平成15年度に標記取扱方針を定め、障害者雇用に積極的に取り組む企業や障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）の受注機会の拡大に配慮した取組を推進しています。

昨年10月に策定した「兵庫県工賃向上計画」においては、平成26年度の事業者等の県平均目標工賃月額を15,000円（平成23年度実績11,868円）と設定したこと、本年4月に施行される「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」においては、県等が率先して事業者等から物品や役務の調達を推進するために必要な措置を講じることが定められています。こうした状況を踏まえ、当該制度の一層の充実を図るために、下記のとおり取扱方針の改正を行いました。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、物品及び役務の調達に当たっては、障害者雇用促進企業や事業者等の受注機会の拡大がより一層図られるよう、格別のご配慮をお願いします。

併せて、関係各課室及び関係団体等にもご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正概要（別添「優先発注取扱方針の改正概要について」参照）

（1）事業者等への優先発注に積極的に取り組む企業を「ひょうご障害者ハート購入企業」等として認定し特例を適用する。

なお、認定時期は、平成25年10月頃を予定しており、認定後は、「物品関係入札参加資格者名簿」に明示します。

（2）共同受注窓口団体の位置付けを明確にし、特例の適用範囲を拡大する。 等

2 留意事項（取扱方針第6の運用）

（1）取扱方針第6に基づき、随意契約の限度額を超えて随意契約を行う場合は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第97条の2に定める手続きを行うとともに、契約担当部署において「多数障害者雇用企業等契約審査会」を設置（別紙1）し、当該審査会での審査を行ってください。

（2）取扱方針第6の第2項を適用する際には、見積りを徴する相手が提出した「特例随意契約状況等報告書」（別紙2）等により「同一の会計年度において1件」の要件の適合状況を確認するとともに、契約締結後には、直ちに、契約相手の提出した同報告書の写しを障害者支援課に提出してください。

なお、当該特例を適用した契約者の一覧等は、ノーツの「優先発注データ掲示板」に掲示します。

多数障害者雇用企業等契約審査会の設置等について

障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱方針(以下「取扱方針」という。)第6の第4項に規定する多数障害者雇用企業等契約審査会(以下「審査会」という。)の設置等について必要な事項を、次のとおり定める。

1 対象となる随意契約

取扱方針第6に定める随意契約のうち、随意契約の限度額を超える随意契約(以下「特例随意契約」という。)とする。

2 審査会の設置等

特例随意契約を行おうとする場合は、次に掲げる構成等による審査会を設置するものとする。

- (1) 審査会は、特例随意契約を行おうとする本庁の所属又はかいに設置し、会長及び委員4名以上で構成する。
- (2) 審査会の会長は、本庁に設置する場合は原則として当該特例随意契約に関する事務を所掌する局長とし、かいに設置する場合はかい長とする。
- (3) 審査会の委員は会長が指名する者とする。ただし、委員のうち1名以上は当該特例随意契約に直接関係を有しない第三者を指名する。

3 審査及び議事概要の保存

- (1) 審査は上記2の構成員全員の出席によって会議形式で実施し、議事概要を作成して当該特例随意契約に関する書類とともに保存するものとする。
- (2) 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査等の事項

次の事項について確認及び審査を行い、特例随意契約の適否等を決定する。

(1) 見積りを徴する相手方の確認

次の事項について確認するものとする(障害福祉サービス事業者等についてはア及びエを除く。)

ア 物品関係入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 資格制限期間中の者でないこと。

ウ 指名停止期間中の者でないこと。

エ 物品関係入札参加資格者名簿に記載している希望業種の者であること。

オ 原則として県民局管内を基準とした地域に所在する者であること。

カ 当該契約の履行能力を有する者であること。

キ 多数障害者雇用企業、多額購入企業又は障害福祉サービス事業者等の要件に該当していること。

ク 取扱方針第6の第2項で定める「同一の会計年度において1件を限度」とする要件を満たす必要がある場合は、当該要件を満たしていること。

ケ 見積りを徴する相手方の選定理由に問題がないこと。

(2) 特例随意契約を行うことの適否の確認

ア 取扱方針第6に定める要件等を満たし、かつ、障害者の雇用又は就労に関する法令及び取扱方針の趣旨に適合していること。

イ 障害者の雇用又は工賃の向上等の障害者の自立支援として、より高い効果が見込まれること。

ウ 中小企業の受注環境に悪影響を及ぼさないこと。

(3) 予定価格の妥当性の確認

予定価格が妥当であること。

特例随意契約状況等報告書

平成 年 月 日

契約担当者

様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱方針の第6の第3項の規定に基づき、平成 年度において、同取扱方針の第6の第2項による「同一の会計年度において1件を限度」とする特例随意契約を行っていないことを報告します。

(同時期に他の契約担当者から当該規定の適用を受けるための見積りを徴されている場合)

契約予定 年月日	契約概要	契約予定金額 (円)	契約相手の 機関名	左記機関の担当者 名及び電話番号
計				

- (注) 1 当該報告は、方針第6の第2項に定める「同一の会計年度において1件を限度」とする要件を確認するためのものです。
- 2 同時期に他の契約担当者から当該規定の適用を受けるための見積りを徴された(見積りを提出するよう依頼を受けた場合を含む。)場合は、必ず上表に記入して報告してください。(該当が無い場合は、記入不要)
- 3 契約機関名については、契約書上の名義ではなく、契約の窓口となった機関名(本庁にあっては担当の部・局・課の名称を、地方機関にあっては県民局・室・課又は事務所の名称)を記入してください。